

8B

發第二七一號

昭和十一年十二月十日

福岡出張所長 清原

進



協調會調查部長 長岡保太郎殿

嘉穂鑛業株式會社嘉穂鑛業所労働爭議狀況別紙の通御報告  
申上候

11. 12. 16

財團 協調會福岡出張所

嘉入 協調會福岡出張所

視の申上候の事である。

金締業員の本町業の關係を續け日本實業株式會社福岡出張所

○發達給當りの金締業員に交際を阻礙し二十一日中に終了す

三半以上 六箇

三半未満 四箇正當給

二半未満 零箇正當給

一平未満 一箇正當給

發達J式 一箇正當給

與出金J式 三箇以上の會場より得る發達を購得すJ式の廉

二十箇以上一箇の金締業員に其失惠を認むる旨の通知を以て

十三箇の事

の理由を以て金締業員に通知し以て通知を以て結果を一併して至